

過疎(中山間)地域自立促進特別事業の概要(制度創設)

【趣旨】

個々の集落単位では地域運営が困難となりつつある中山間地域の状況を踏まえ、新たな中山間地域活性化計画においては、地域運営の基本単位を公民館等の範囲（以下「地区」という）に設定するとともに、市町村と連携して、地区単位での地域運営の仕組みづくりや課題解決に向けた取組を強力に推進するため過疎（中山間）地域自立促進特別事業を創設

【制度の概要】

地区の住民組織が中心となって取り組む、地域の課題の解決に向けた計画の策定や具体的な取組に対し、市町村が過疎債（ソフト事業分）を活用して補助金若しくは交付金を交付する場合、事業費の2割分を翌年度市町村に交付（元金部分のみ対象）

○事業期間：平成24～27年度（次期中山間地域活性化計画の計画期間）

同一地区に対して原則3年間支援

○対象地区数：全227地区の概ね1／3にあたる70地区程度を想定

○地区の選定：高齢者比率、人口減少率、若年者比率の数値が全227地区の平均より厳しい地区を優先 ※市町村と協議

○地区の事業内容：地区運営のための新たな組織づくり、地区の課題解決に向けた具体的な取組

【事業スキーム】

